

総行行第456号
令和5年10月20日

各都道府県財政担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政局長
各指定都市契約担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

官公需印刷物の入札・契約に関する取扱いについて（通知）

標記の件について、別添1のとおり、経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課から当職あてに、地方公共団体における官公需印刷物の入札・契約に関する配慮について依頼がありました。

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第8条の規定に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めることとされているところ、本年4月25日に閣議決定された「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）においては、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用等の対策を講ずることや、中小企業官公需特定品目の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図ること、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進すること等に努めることが記されています。

総務省においては、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和5年4月25日付け総行行第172号総務省自治行政局長通知）により、地方公共団体における入札・契約手続の運用について、関係法令及び基本方針に基づき、適切に対応するよう通知しているところですが、昨年10月27日に実施した「官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査」においては、コンテンツ版バイ・ドール契約等の活用等が進んでいない状況が明らかとなっています。

については、官公需印刷物の入札・契約に当たり、基本方針や別添2「官公需印刷物の入札・契約に関する知的財産権等の取扱いについて（通知）」（令和5年10月16日付け20231012情局第1号）等を十分に踏まえ、貴団体における印刷物の発注を担当する部局と、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図って、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成や、低入札価格調査制度や最低制限価格制度等の適切な活用等の対策を講ずること等により中小企業・小規模印刷事業者の受注機会の増大を図り、また、受注者の知的財産権に配慮した契約やコンテンツ版バイ・ドール契約等を積極的に活用するようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。
なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

経済産業省

官 印 省 略
20231016 情局第 2 号
令和 5 年 1 0 月 1 8 日

総務省自治行政局行政課長 殿

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課長

官公需印刷物の入札・契約に関する知的財産権等の取扱いについて（依頼）

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号）第 8 条の規定により、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされているところ、本年 4 月 2 5 日に「令和 5 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、「令和 5 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について」（令和 5 年 4 月 2 5 日付け 2 0 2 3 0 4 1 9 中第 1 号経済産業大臣通知）を发出しております。

一方、昨年 1 0 月 2 7 日には官公需印刷物に係る入札・契約に関する実態を把握するため、「官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査」を実施したところ、各団体において知的財産権が必ずしも受注者に帰属しない契約を行っているとの回答が多く、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用が進んでいない状況が明らかとなりました。

については、今般、各地方公共団体において上記基本方針にご対応いただくとともに、受注者の知的財産権に配慮した契約や、コンテンツ版バイ・ドール契約を積極的に導入いただくため、別添のとおり各都道府県あてに通知を发出しました。

本通知に基づく対応を適切に実施するためには、商工担当課のみならず、全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市町村において本通知の趣旨が徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

経済産業省

官 印 省 略
20231012 情局第1号
令和5年10月16日

各都道府県商工担当課 御中

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課

官公需印刷物の入札・契約に関する知的財産権等の取扱いについて（通知）

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第8条の規定により、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされているところ、本年4月25日に「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について（令和5年4月25日付け20230419中第1号経済産業大臣通知）を発出しております。

この中で、地方公共団体においても、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用等の対策を講ずることや、中小企業官公需特定品目の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図ること等をお願いしたところです。官公需印刷物の発注におきましても、上記方針に準じてご対応いただきますようお願いいたします。

また、昨年10月27日には官公需印刷物に係る入札・契約に関する実態を把握するため、「官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査」を実施しました。

政府では、契約に係る調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を強く推進しているところ、調査結果（後掲）をみると、各団体において知的財産権が必ずしも受注者に帰属しない契約を行っているとの回答が多く、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用が進んでいない状況が明らかとなりました。

ついては、下記の知的財産権の取扱いに関する調査結果や参考事例も踏まえ、各地方公共団体におかれましては受注者の知的財産権に配慮した契約や、コンテンツ版バイ・ドール契約を積極的に導入するようようお願いいたします。

なお、本件につきまして、貴都道府県内の市区町村に対しても周知方、よろしく願いいたします。

記

1. 「官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査」における知的財産権の取扱いに係る項目の調査結果

(1) 知的財産権の帰属

都道府県

- ① 発注者 8 団体 (17.0%)
- ② 受注者 12 団体 (25.5%)
- ③ 印刷物の種類や契約ごとに①と②を使い分け 19 団体 (40.4%)
- ④ 発注者と受注者の双方協議により決定 8 団体 (17.0%)

市区町村

- ① 発注者 701 団体 (40.3%)
- ② 受注者 25 団体 (1.4%)
- ③ 印刷物の種類や契約ごとに①と②を使い分け 490 団体 (28.2%)
- ④ 発注者と受注者の双方協議により決定 524 団体 (30.1%)

(2) 印刷物の発注におけるコンテンツ版バイ・ドール契約 (※) の状況

都道府県

- ① 実施 4 団体 (8.7%)
- ② 一部実施 3 団体 (6.5%)
- ③ 未実施 39 団体 (84.8%)

市区町村

- ① 実施 4 団体 (0.2%)
- ② 一部実施 53 団体 (3.0%)
- ③ 未実施 1,682 団体 (96.7%)

(※) コンテンツ版バイ・ドール契約

契約に当たり、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるもの。

＜コンテンツバイ・ドール条項入り概算契約の委託契約書フォーマット＞

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/c-bay/r4keiyaku_format.html

2. 知的財産権の取扱いにご配慮いただきたい理由

官公需における印刷発注においては、十分に検討されることなく一律に著作権の全てが発注者に譲渡されている、知的財産権の権利範囲が不明確になっている、知的財産権が無償で

譲渡・利用されている等、発注者と受注者の間で対等な契約がなされていないことが問題となっております。

この状況の適正化に向け、下記事例や別添資料を参照いただき、発注における知的財産権の取扱いに配慮いただくようお願いいたします。

(1). 地方公共団体における知的財産権の取扱いの優良事例

- ・ある県では、著作物の扱いについて、「コンテンツ版バイ・ドール契約」により著作権が印刷業者に帰属する形となっており、二次使用の際は県と印刷業者で協議の上、使用許諾契約を行っています。
- ・ある県では、印刷物の納品に当たり著作物の利用条件を提出するよう求め、印刷物の著作権を明確化する取組が行われています。

(2). 官公需における著作物の財産的価値の配慮が不十分な事例

- ・受注者と十分に協議することなく、納品とともに納品物の知的財産権を発注者に無償で譲渡する契約となっているケースや、納品物の知的財産権を発注者が自由に二次利用出来るようになっているケース。
- ・著作物である納品物の利用目的や期間等が契約上で明確化されておらず、著作権の譲渡・利用範囲が特定されていないケース。

別添：「官公需における印刷発注では著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意しましょう！」

官公需における印刷発注では

著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意しましょう！

【官公需における印刷発注の問題】

一律の権利譲渡

調達目的の達成のために著作権を譲渡させることが本当に必要なのか十分に検討されず、一律に著作権の全てが国や自治体等に譲渡されています。

適正化

譲渡・利用範囲の検討

調達目的に不要な著作権を受注者に残すこと（コンテンツ振興法第25条を参照）で、調達コスト削減や著作物の二次的活用の促進ができ、また、受注者の著作物制作に係るインセンティブも向上します。

不明確な権利範囲

著作物の利用目的や期間等が仕様書などで明確化されておらず、著作権の譲渡・利用範囲が特定されていません。

適正化

権利範囲の明確化

仕様書等にて著作物の利用目的や期間を明確化し、著作権の譲渡・利用範囲を特定することで、財産的価値の算定や権利処理に関するトラブルを未然に防ぐことができます。

権利の無償譲渡・利用

著作権は知的財産権であり、納品物に係る所有権とは別の財産的価値権を有しているにも関わらず、その譲渡・利用が無償で行われています。

適正化

財産的価値に配慮

著作権の譲渡・利用範囲等が明記された仕様書等により見積もりを依頼することや、契約書から「無償で譲渡・利用する」旨の記載を削除することで、著作権の財産的価値に配慮した契約内容となります。

納品物の電子化データ（所有権）についても、著作権と同様に、譲渡の必要性を検討の上、納品が必要な場合は仕様書へ明記し、その財産的価値に配慮してください。

官公需法に基づく「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和5年4月25日閣議決定）に明記されています！

「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）」

（知的財産権の取り扱いの明記）

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該**知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にする**よう努めるものとする。また、当該**知的財産権の財産的価値について十分に留意**した契約内容とするように努めるものとする。その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、**発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努める**ものとする。

全国ではこんな事例があります！

著作権の二次的活用



愛媛県今治市の印刷会社では、作成したご当地キャラクターの著作権を印刷会社に残すことで、キャラクター関連商品の販売等、著作物を**二次的活用**しています。また、公益目的での使用は原則無償とすることで、市のPR等、**行政目的で利用することも可能**としています。

受発注者の意見交換や検討委員会の設置

発注側である契約担当者と受注側である印刷企業とが、著作権の取り扱いについて**意見交換**を行う機会を設けている自治体が数多くあります。

また、著作権取り扱いの適正な運用を推進することを目的とした**検討委員会**等を設置している自治体もあります。

調達に係る契約書フォーマットの公開

経済産業省では、**コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマット**に基づき調達手続きを進めることで、**著作権の財産的価値に配慮した取り扱いの適正化**に努めています。

＜コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマット（経済産業省ホームページ）＞
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html